

2020年12月

お客さまへ

違約金・手数料改正のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当行は、このたび違約金・手数料につきまして、下記の通り改正することとしましたので、お知らせいたします。

今後も、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 改正時期

2020年12月14日（月）より

## 2. 変更対象となる違約金・手数料

## 【繰上返済違約金】

2020年12月14日以降に融資のご契約をされた方が、繰上返済を行う際に、下記の違約金をお支払いいただきます。

金利種類	融資期間	返済方法	実行日からの経過期間	現 行		変 更 後		
				種 類	種 類			
変動金利	期間10年以内	一部繰上返済	3年以内	5,000円	手数料 (課税)	ご返済額×2.0% (約定利率を上限とする)	違約金 (不課税)	
			3年超5年以内	10,000円				
		全部繰上返済	5年超7年以内	5,000円				
			7年超	3,000円				
	期間10年超	一部・全部繰上返済	3年以内	ご返済額×2.0%				違約金 (不課税)
			3年超5年以内	ご返済額×1.5%				
			5年超10年以内	ご返済額×1.0%				
			10年超	ご返済額×0.5%				
固定金利	一部・全部繰上返済			ご返済額×2.0%				

※1 手形貸付および残存期間1年未満の証書貸付の繰上返済の場合、違約金はかかりません。

※2 住宅ローン、目的別ローン（カーライフローン、リビングローン、教育ローン）は、違約金の対象外。

※3 上記以外の一部融資商品についても、違約金の対象外がございます。

本件に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

東日本銀行 インフォメーションセンター

0120-600185

受付時間：銀行営業日（平日）9：00～17：00